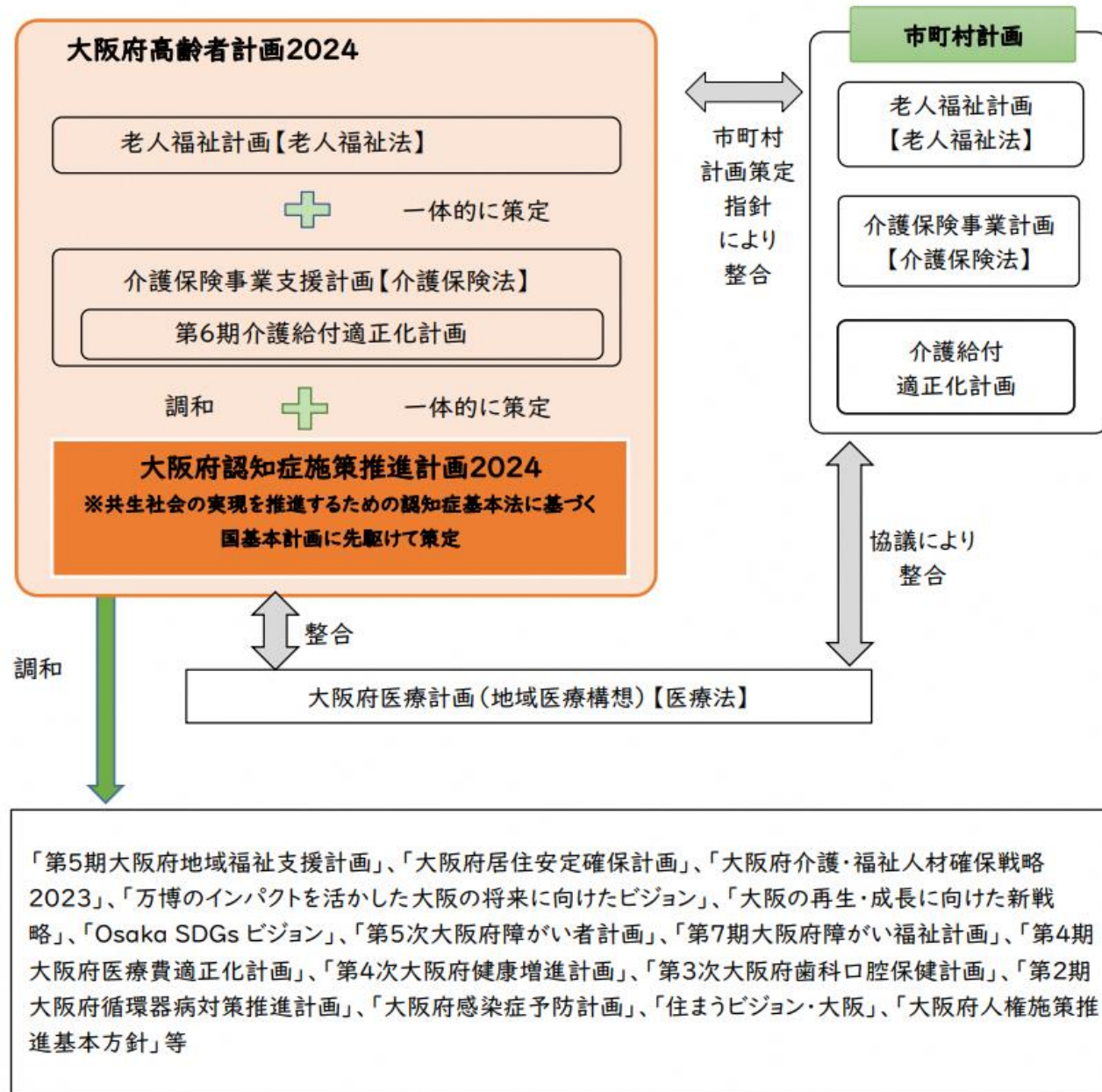


大阪府における 高齢者住まい関連の取組について

大阪府
福祉部 高齢介護室

大阪府高齢者計画2024



大阪府高齢者計画2024

第1章 計画策定の意義

○計画の趣旨等（第1～8節）

- ・位置づけ：老人福祉法及び介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定
共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2024（令和6）年1月1日施行）に基づく国の基本計画の策定に先駆け、「認知症施策推進計画」を策定
- ・計画期間：2024（令和6）年度～2026（令和8）年度までの3年間

第2章 高齢者を取り巻く状況と大阪府のめざすべき方向性

○高齢者を取り巻く状況（第1節）

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、大阪府は高齢化がさらに進展する見込み。一方で生産年齢人口は減少する見込み。
- ・85歳以上人口の増加等により、要介護度の高い高齢者や、医療と介護双方のニーズを有する高齢者、認知症高齢者などの増加が見込まれる。
- ・大阪府は全国に比べ高齢者の単身世帯の割合が高く（2020年：39.3%）、その割合は今後も増加が見込まれる。
- ・大阪府は全国に比べ介護サービス受給者のうち居宅サービスの利用が多く、特に軽度者の認定率が高い。

○めざすべき方向性（第2節）

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会、また居場所と出番がある社会の実現をめざす。

＜取組みの方向性＞

- （1）介護保険制度の持続可能性の確保
- （2）大阪府の特徴に対応したサービス基盤等の構築
- （3）市町村や各種団体との協働による地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現

第3章 施策の推進方策

【第1節】自立支援、介護予防・重度化防止

- 1.市町村における自立支援、介護予防・重度化防止の取組み支援
・地域ケア会議等の市町村における介護予防の取組みを支援する
リハビリ専門職等の養成や派遣 等
- 2.健康づくりの推進

【第2節】社会参加の促進

- 1.社会参加の促進
・地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体へのプロボノ（ボランティア）による支援（ええまちプロジェクト） 等
- 2.雇用・就業対策の推進

【第3節】医療・介護連携の推進

- 1.医療と介護の連携強化
・在宅医療・介護連携の推進にかかる市町村担当者研修会の開催
・医療介護専門職への入退院支援等の実践事例の周知 等
- 2.在宅医療の充実

【第4節】包括的な支援体制の構築及び権利擁護の推進

- 1.地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築
・複合的な課題に対応するための地域包括支援センターと関係機関の連携強化 等
- 2.権利擁護の推進
・高齢者虐待防止にかかる市町村担当者研修の実施、対応困難事例に対する専門職チームの派遣 等

【第5節】多様な住まい、サービス基盤の整備

- 1.高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進
- 2.高齢者のニーズに応じたサービス基盤の確保
・介護保険施設等の計画的な整備 等

【第6節】福祉・介護サービスを担う人材の確保・資質の向上及び介護現場の生産性の向上

- 1.介護人材の確保と資質の向上
・介護の仕事の魅力発信、多様な人材の参入促進
・介護ロボット・ICTの導入支援、生産性向上・人材確保に関するワンストップ窓口の設置等、離職防止・定着促進に向けた取組み 等
- 2.在宅医療の充実（再掲）

【第7節】介護保険事業の適切な運営

- 1.個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供、質の向上
- 2.事業者への指導・助言
- 3.相談支援及び苦情対応の充実

【第8節】介護給付等適正化

- 1.要介護認定の適正化
- 2.ケアプラン点検等の市町村が行う事業の支援
- 3.高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保

【第9節】災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立

- 1.災害に対する高齢者支援体制の確立
- 2.感染症に対する高齢者支援体制の確立

第4章 大阪府認知症施策推進計画

（第3節）

【第1項】理解増進、相談体制の整備等

- 1.認知症の人に関する理解の増進
・認知症サポーターの養成促進
（サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成）
・認知症月間（9月）及び認知症の日（9月21日）における啓発 等
- 2.相談体制の整備等

【第2項】安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進

- 1.認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
・民間事業者を対象とした理解促進のためのセミナーの実施
・「認知症サポート事業所」登録制度の創設・普及 等
- 2.認知症の人の社会参加の機会の確保等
・認知症の本人からの発信支援
・若年性認知症の人への支援 等
- 3.認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

【第3項】保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

- 1.早期発見・早期対応と医療体制の整備
- 2.医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進
- 3.介護サービス基盤の整備と介護人材の確保

【第4項】認知症の予防

- 1.認知症予防に資する可能性のある活動の推進
・認知症予防事業の効果検証及び効果的な事業の普及 等
- 2.認知症（MCIを含む）の早期発見・早期対応等の推進

第5章 介護サービス量の見込み及び必要入所（利用）定員総数

※2024（令和6）年度～2026（令和8）年度、2040（令和22）年度の見込み

第1節 要支援・要介護認定者の将来推計

第2節 介護サービス量の見込み

（居宅・施設・地域密着型サービスの量の見込み、施設等の必要入所（利用）定員総数）

第6章 大阪府高齢者計画2021の検証

※2021（令和3）年度、2022（令和4）年度の実績

第1節 大阪府全体の状況（要支援・要介護認定者の状況、介護サービスの現状）

第2節 圏域別の状況（要支援・要介護認定者の状況、介護サービスの現状、施設等の必要入所（利用）定員総数、介護保険以外の施設サービスの現状）

第5節 多様な住まい、サービス基盤の整備

※大阪府高齢者計画2024より抜粋

<現状と課題>

- 大阪府が実施した調査結果によると、人生の最期に希望する暮らし方（終の棲家）は、自宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等と多様化しています。
- 有料老人ホームの定員数及びサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数は年々増加しており、いずれも平成26年からの約10年間で約2倍となっています。
これらの住まいは、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿となっていることから、入居者が安心して暮らすことができるよう、質の確保を図ることが重要です。

具体的な取組み

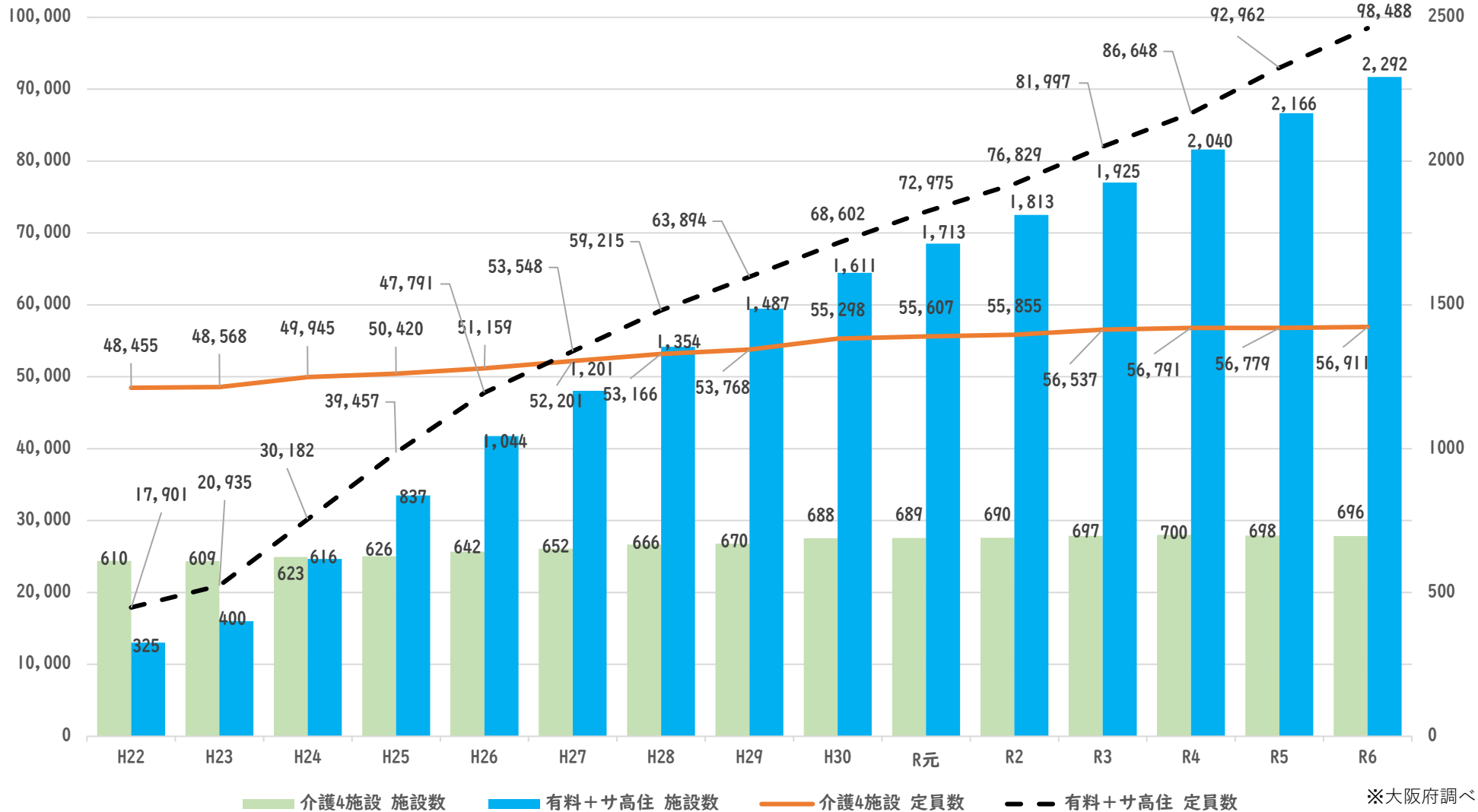
高齢者のニーズに応じたサービス基盤の確保

○介護保険施設の計画的な整備【介護事業者課】

各市町村が介護保険施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていきます。

高齢者施設などの施設数・定員数

- 平成27年に介護4施設と有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の定員数が逆転。
- 定員数は年々増加しており、平成26年からの約10年間で2倍強となっている。

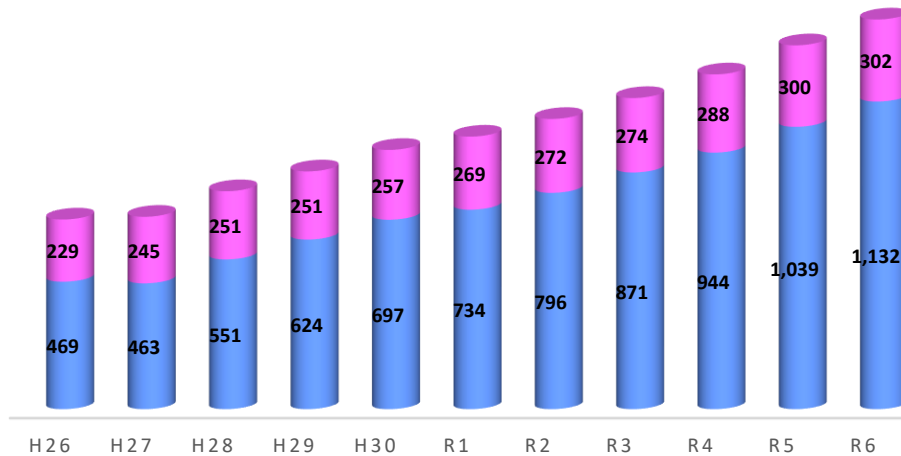


有料老人ホームの施設数・定員数

施設数推移（件）

※各年度4月1日時点

■ 住宅型 ■ 介護付き



定員数推移（人）

※各年度4月1日時点

■ 住宅型 ■ 介護付き



○施設数（件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅型	469	463	551	624	697	734	796	871	944	1,039	1,132
介護付き	229	245	251	251	257	269	272	274	288	300	302
合計	698	708	802	875	954	1,003	1,068	1,145	1,232	1,339	1,434

○定員数（人）

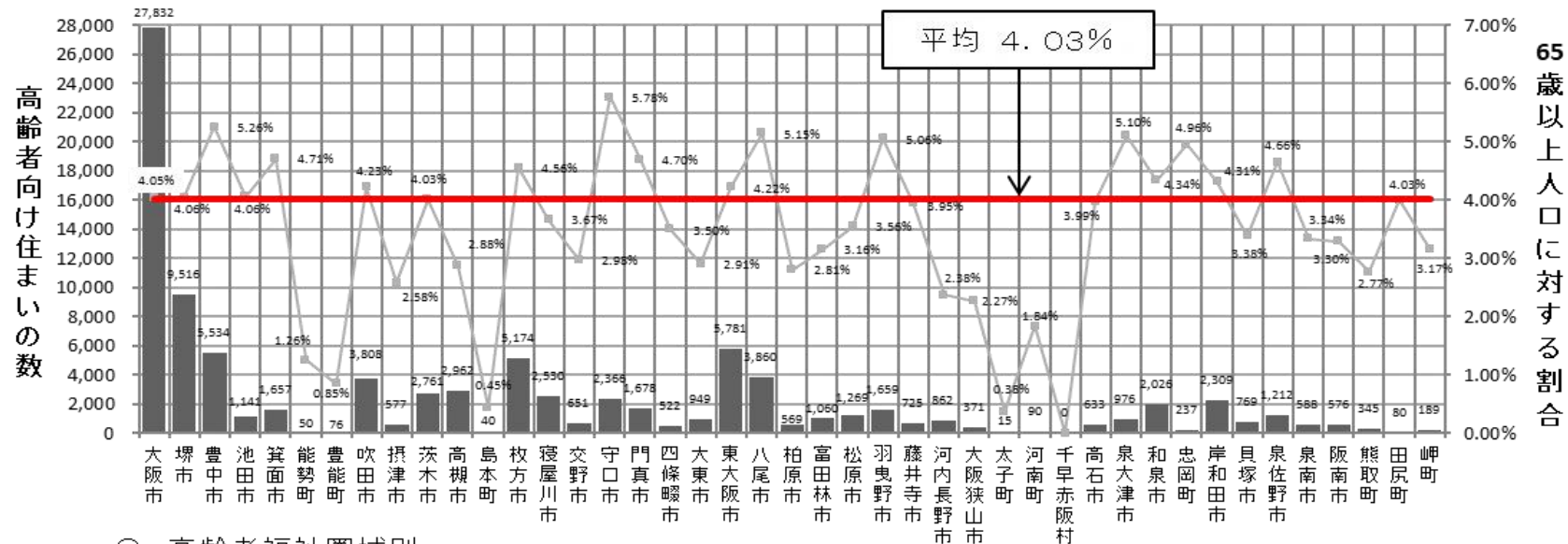
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅型	17,085	17,830	21,271	23,916	26,480	27,661	30,793	33,985	36,800	41,683	45,832
介護付き	14,666	15,867	16,264	16,273	16,528	17,107	17,272	17,435	18,239	18,727	18,949
合計	31,751	33,697	37,535	40,189	43,008	44,768	48,065	51,420	55,039	60,410	64,781

大阪府居住安定確保計画

- 全国計画である「住生活基本計画(令和3年3月改定)」では、65 歳以上の高齢者人口に対する高齢者向け住宅(※)の割合を令和12年度末時点で4%とする目標を設定。

※サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等

- 大阪府内においては、令和2年度末時点でこの目標を達成。このため、「大阪府居住安定確保計画(令和3年12月)」では、高齢者向け住宅の供給戸数の目標値を設定せず、観測指標として把握。



○ 高齢者福祉圏域別

高齢者福祉圏域	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州
戸数	27,832	12,266	6,340	13,870	10,210	6,051	9,516	9,940
65歳以上人口に対する割合	4.05%	4.52%	3.13%	4.22%	4.40%	3.29%	4.06%	4.07%

※65歳以上人口は、介護保険事業状況報告月報（R3.3）における第1号被保険者数（府合計：2,384,647人）

計画的な整備に向けた対応

- 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（令和6年厚生労働大臣告示18号）では、
 - ・ 各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、地域におけるこれらの設置状況等を必要に応じて勘案すること
 - ・ 特定施設入居者生活介護（介護付き）の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載するよう努めることや、介護付きへの移行を促すことが望ましいこと
- 大阪府高齢者計画では、各市町村の整備意向等を踏まえ、特定施設入居者生活介護（介護付き）に係る高齢者福祉圏域ごとの必要利用定員総数は定めているが、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の必要利用定員総数は定めていない。

特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数

（単位：人分）

圏域名	令和5年度末見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度末と令和5年度末見込との差
府合計	24,136	24,951	25,937	26,312	2,176
大阪市	10,544	10,787	10,958	11,100	556
豊能	2,729	2,729	3,059	3,059	330
三島	1,421	1,859	1,919	1,979	558
北河内	3,392	3,426	3,426	3,599	207
中河内	1,714	1,714	2,039	2,039	325
南河内	1,086	1,086	1,086	1,086	0
堺市	2,239	2,339	2,339	2,339	100
泉州	1,011	1,011	1,111	1,111	100

※「介護専用型特定施設入居者生活介護等」及び「混合型特定施設入居者生活介護」の必要利用定員総数の合計

- 次期計画策定に向けて、今年度は、各市町村での有料老人ホーム等の設置の把握状況や把握における課題等について圏域ごとに意見交換の場を設け、整備量の見込みを定めるための方策について議論することを検討。
- 国においては、市町村計画で盛り込むことに資するよう、介護付きへの移行の意義や老健事業で明らかになった事象などを整理して、情報提供いただきたい。

第7節第2項 事業者への指導・助言

※大阪府高齢者計画2024より抜粋

<現状と課題>

- 重大な指定基準違反や不正請求が疑われるなど、悪質な事業者に対しては、利用者保護及び介護保険制度への信頼保持の観点から厳正な対応が必要。
介護保険法の改正による「大都市等の特例」の創設や大阪版地方分権により、事業所の指定・指導は、大阪府とともに権限移譲各市町村が所管しており、今後とも、府域全体において適切なサービス提供が実施されるよう広域的な取組みを行っていく必要があります。

具体的な取組み

介護施設及び居宅サービス事業者等への指導と権限移譲市町村への支援

- 入所者(利用者)本位のサービス提供促進、事業所に対する厳正な対応【介護事業者課】
運営指導では、「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、入所者(利用者)本位のサービス提供を促進するため、適切な施設運営へ向けた指導を実施します。
介護報酬の算定・請求にあたっては、施設・事業所による自主点検表等の活用を促し、正確で適正な事務に努めるよう指導します。
運営指導や通報などの情報により、不適正な事業運営が疑われるような場合は、監査を実施するなど厳正に対応します。

○集団指導の実施【介護事業者課】

事業者への集団指導において、質の高い介護サービスを提供するため、指導事例を紹介し、衛生管理・災害対策等の運営上、重要な項目について説明や、指導を行います。

○市町村との情報共有・意見交換【介護事業者課】

介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、市町村との情報共有・意見交換を実施します。
また、集団指導における資料の共同作成等により、市町村の支援を行うとともに、指定・指導の平準化を図ります。

事業所への指導権限

○ 大都市等の特例の創設や大阪版地方分権により、事業所の指定・指導は、大部分が権限移譲各市町村が所管。

《有料老人ホーム》

種別	施設数	定員数
介護付有料老人ホーム	3 0 3 (1 1)	1 9 , 0 4 6
住宅型有料老人ホーム	1 , 2 0 6 (4 2)	4 9 , 3 1 6
合計	1 , 5 0 9 (5 3)	6 8 , 3 6 2

《サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）》

種別	施設数	定員数
サービス付き高齢者向け住宅	8 3 6 (2 9 6)	3 2 , 6 7 7

※令和7年1月1日現在

※（ ）内は大阪府が直接所管する施設数

立入検査・集団指導の実施状況

《立入検査》

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
有料老人ホーム	１３件	１９件	１９件
サービス付き高齢者向け住宅	５件	１０件	１０件

○主な指摘事項

(有料老人ホーム)

- ・建物構造の不備 : 居室面積・廊下幅の不足、浴室の不足
- ・非常時対応 : 消防計画等未策定、避難訓練未実施、BCP未作成
- ・管理規定等 : 契約書等の内容相違、個人負担料金の未記載

(サービス付き高齢者向け住宅)

- ・職員配置 : 生活相談員の資格の不備、夜間配置職員の不備
- ・その他 : サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの入力情報との不一致

《集団指導》（※令和元年度から大阪府ＨＰでのＷＥＢ形式にて実施）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
有料老人ホーム	２４件	５０件	４５件
サービス付き高齢者向け住宅	１８４件	２２９件	２３９件

○過去３年の主なテーマ

- ・令和４年度：立入検査実施計画、主な指摘事項、感染症対策
- ・令和５年度：立入検査実施計画、主な指摘事項、ＢＣＰ（業務継続計画）の策定
- ・令和６年度：立入検査実施計画、主な指摘事項、介護報酬の改定

顔の見える関係構築に向けた大阪府内の取組例

<枚方市>

1. 取組の経緯・内容

- 市内の高齢者住まいの増加・多様化（形態、費用など）により、高齢者自身による選択が困難になってきている状況
↓
- 隣接する3圏域の地域包括支援センター、高齢者住まい、紹介事業などの有志で「ひらかた介護向上委員会」を発足
一般市民を対象にした高齢者住まいの選び方セミナーを定期的に開催
↓
- 令和5年度以降、「ひらかた介護向上委員会」が中心となり、市内の有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅で構成する団体として同年発足した「枚方高齢者住まい連絡協議会」とともに、「地域ケア会議」を3回開催
紹介事業の現状や課題、関わり方について、高齢者住まい、病院、ケアマネジャー、紹介事業者らとともに議論を重ねる
↓
- 信頼できる事業者を把握する・公平性の担保のため複数の事業者と付き合う観点から、
参加者からは紹介事業者の一覧を求める声があり、事業者一覧を作成（※行政その他関係者にも配布予定）

2. 成果・今後の方向性

- 紹介事業の課題が関係者間で認識され、利用する場合には信頼できる紹介事業者を選ぶ意識が高まったこと、
顔の見える関係を作ることで紹介事業の質の担保・向上に繋がる可能性があることが、
現時点の成果として挙げられた
- 試行錯誤の最中であり、一定期間経過後に状況のモニタリングや評価を行う必要

第8節 介護給付等適正化（第6期大阪府介護給付適正化計画）

※大阪府高齢者計画2024より抜粋

<現状と課題>

- 給付適正化主要事業である「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」については、全保険者で実施されていますが、取組状況は保険者によって差があります。ケアプラン点検や住宅改修、福祉用具に関する専門的な知識を有する職員の配置が十分でない、効果的な点検方法がわからない、介護給付適正化システムを十分に活用できていない等の課題を抱える保険者を支援していく必要があります。
- 近年、増加する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいについては、高齢者の多様な住まいに対するニーズの受け皿として、今後とも重要な役割を担っていくことが期待される一方、一部では、利用者本位ではない過剰なサービスの提供がなされているといった事例も見られることから、利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう取り組む必要があります。

具体的な取組み

ケアプラン点検等の市町村が行う事業の支援

○ケアプラン点検の支援【介護支援課】

ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修等を実施します。

高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保

○高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保に向けた取組み【介護支援課、介護事業者課、居住企画課】

- ・ 高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保に向け、実態の把握を行い、市町村と課題を共有した上で、有効なケアプラン点検の手法等について情報共有を図ります。
- ・ 高齢者住まいの運営者団体と連携し作成した、外付けサービスの利用適正化のための業界自主規制マニュアル（事業者向け運営マニュアル、入居者向け住まい選択チェックリスト等）や高齢者住まいの運営に関する好事例集を周知します。
- ・ 福祉部と都市整備部とが連携し、登録の権限等が委譲されている市町村職員に対し、最新情報や好事例の共有等を目的とした会議等を開催します。
- ・ 高齢者住まいの運営者向けの集団指導、研修会を通じて、適切な住宅運営ノウハウの共有を図ります。

給付適正化に向けた対応

1. 現状と課題

- 介護給付適正化実施状況調査(令和5年度調査)によると、府内の40保険者で実施されたケアプラン点検は9,660件。そのうち、“高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検”の実施件数は、18保険者の957件。
- ケアプラン点検の実施にあたっては、保険者によって点検対象の抽出方法や点検方法にばらつきがある。
- また、保険者においては、専門的な知識を有する職員の配置が十分でない場合や、効果的な点検方法がわからない、介護給付適正化システムを十分に活用できていないなど、課題を抱えているところもある。

2. 主な取組み

i) 【大阪府版】高齢者住まいにおける外付けサービス利用の適正化に向けた保険者用点検チェックシート (平成29年度作成)

- 高齢者住まいにおける介護保険サービスの利用の適正化を確保する観点から、保険者がどのような手順に基づきサービス利用の点検を図っていくべきかに関するチェックリストを作成し、大阪府内保険者に配布
高齢者住まいの入居者の特定方法、不適切なサービスの利用実態の把握方法などについて記載

ii) 大阪府ケアプラン点検マニュアル (令和元年度作成、令和3・4年度改訂)

- 保険者における効果的・効率的なケアプラン点検の支援を目的として、
保険者へのヒアリングで得られた現状の課題や取組事例、国保連合会介護給付適正化システムから保険者に提供される適正化情報の活用方法などを記載したマニュアルを作成し、大阪府内保険者に配布

iii) 介護給付適正化計画担当者向け研修会 (令和6年度)

- 「介護給付等費用適正化事業の課題とケアプラン点検のあり方」や「給付実績の帳票を活用したケアプラン点検の対象選定」などをテーマとして、大阪府内保険者に研修を実施

- 
- 各市町村が、ケアプラン点検の趣旨である「個々の受給者が真に必要な過不足のないサービス提供を確保」できるよう大阪府として支援していくため、今年度の適正化事業で対応を検討。 14